

旭地区第3次住居表示実施検討会

住居表示に関する 大切なお知らせ 第1号

高村・出縄・根坂間・公所の

住居表示実施に向け、

検討会を立ち上げました！

平塚市では、「分かりやすく、訪ねやすいまちづくり」を目指し、平塚駅周辺から外縁部へ順次、住居表示を進めており、現在までに市内の市街化区域の約8割で住居表示が実施されました。

旭地区では（※既に住居表示実施済みの日向岡1、2丁目を除く）、地区を3つに分け、第1次から順に住居表示を実施しています。

（住居表示のしくみや予定等については2ページ以降を参照ください。）

「旭地区第3次住居表示実施検討会」は、高村・出縄・根坂間・公所地区の新しい町名及び町の区域等を検討するために発足しました。今後も検討会での検討内容を地域の皆様へお知らせいたしますので、よろしくお願ひします。

旭地区第3次住居表示実施検討会

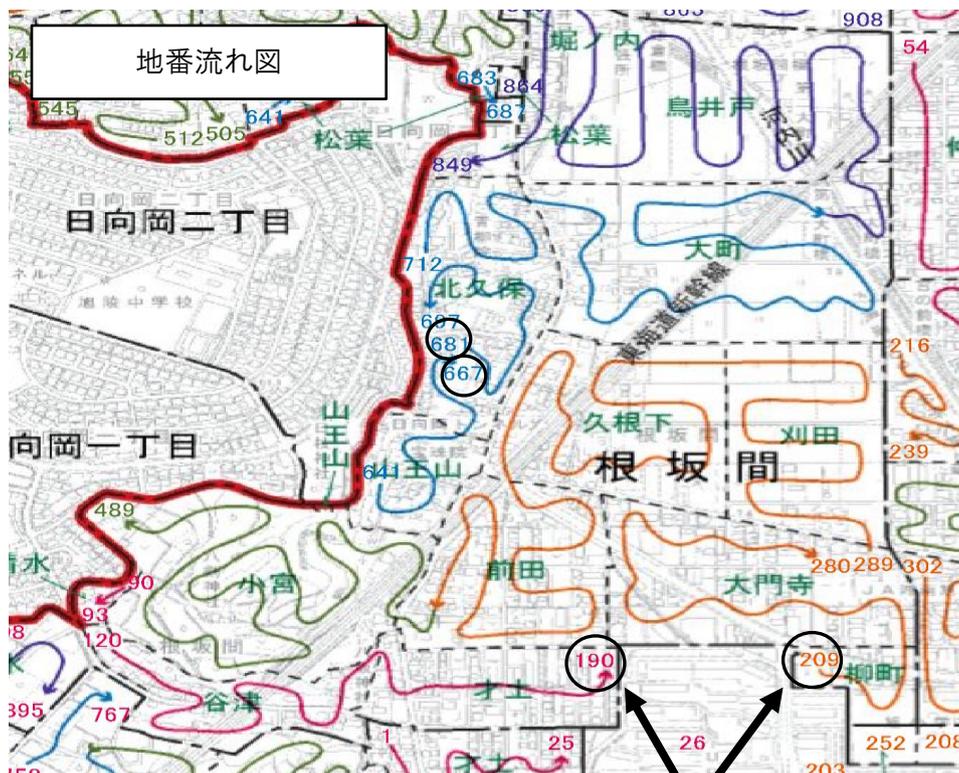
発足： 令和7年1月

目的： 第3次住居表示実施区域における住居表示実施区域や実施後の「町の区域及び町名」（案）について検討すること

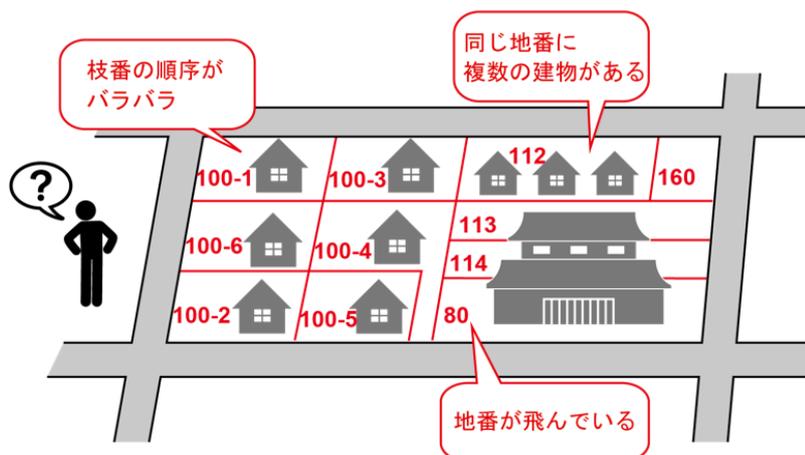
構成： 対象区域内の各自治会から推薦された委員（8名）

○従来の住所表記

住居表示を実施していない地域では、土地の番号（地番）を住所として使用しています。しかし、地番は土地の表示であり、建物の場所を表すのが目的でないため、分合筆により順序良く並ばない、同じ地番の中に複数建物が建ってしまう等、分かりにくい状態になります。このことは、今後も市街化が進むと、より顕著になります。



上記の地図は、根坂間地区の一部になります地番の流れ方が規則的でないため、（例えば、地番の「190番」と「209番」が離れていることや、「667番」に隣接した地番が「681番」になっています）住所が分かりにくい状態になります。



上のイラストのように土地の合筆により、同じ地番に複数建物が建って同一の住所を使うことや、地番が飛ぶことがあります。

また、分筆した順番で枝番号がつくため、枝番号が順序よく並ばないことがあります。

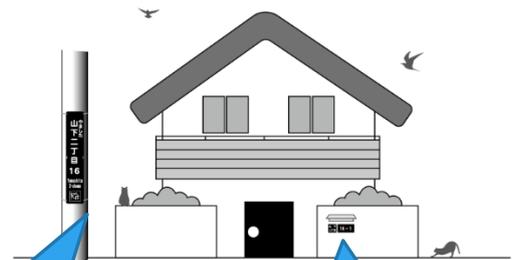
○住居表示を実施すると

町を適切な大きさに分割し、住所を振り直し、住所を規則正しく整えます。バラバラになってしまっていた住所が整うことにより、様々な効果があります。

- ① 住居表示の実施により、通行人から見やすい場所に「街区表示板」や「住居番号表示板」を設置しますので、誰もが迅速に位置の通報が可能となり救急車等の緊急車両が早く到着でき、不審者等の位置の通報も容易になることから犯罪抑止の効果も期待されます。
- ② 規則正しく住所を付けるため、宅配物や郵便物等の誤配や遅配が減少します。
- ③ 目的の建物や人を訪れることが容易になります。



街区表示板



住居番号表示板

○旭地区の住居表示

	大字名	実施時期（予定）
(旭地区) 第1次実施区域	山下 高根 万田	令和4年10月17日 ※実施済
(旭地区) 第2次実施区域	徳延 纏 河内	令和7年10月
(旭地区) 第3次実施区域	高村 出縄 根坂 公所	令和10年度

～Q&A～

Q) 住所が新しくなるとどのような表記になりますか？

A) 現在の「平塚市出縄〇〇〇番地」という表記が住居表示実施後には「平塚市“新町名”(例えば、出縄一丁目等)△△番□□号」となります。

Q) 自分自身で住所変更の手続きをする必要はありますか？

A) ご本人で変更手続きをしなければならないものがあります。

詳細は住所が新しくなるタイミングで、住居表示の手引き(手続き等が記載)の配付や説明会等の開催を予定しています。

～～ 手続きの一例です ～～

◎ **手続き「不要」:行政(市や法務局等)が変更するもの(職権でできる)**

例・住民基本台帳などの公簿類の住所欄 ・登記簿上の字名(表題部)
・国民年金/厚生年金受給者 ・印鑑登録原票 ・医療証(㊟、㊿)
・児童扶養手当証書 ・上下水道 ・NTT(固定電話) ・NHK など

◎ **手続き「必要」:皆さんに住所変更手続きをお願いするもの(職権できない)**

例・マイナンバーカード ・運転免許証 ・車検証 ・障害者手帳(身体、療育、精神) ・㊿医療証 ・登記簿(権利部)の所有者の住所
・個人契約の銀行や保険 など

※法改正やマイナンバーカードに付帯されるものにより、手続きの方法が変わる場合があります。

Q) 登記簿の土地の地番は変更になりますか？

A) 地番(土地の番号)の変更はありませんが、字名から町名への変更(例:出縄⇒出縄〇丁目)を行います。

旭地区住居表示に関する「大切なお知らせ」は今後も、定期的に発行・配付します。また、平塚市のホームページでも大切なお知らせや住居表示に関する情報を確認できますので、ご活用ください。



↑平塚市ホームページ

令和7年2月

発行:旭地区第3次住居表示実施検討会

事務局:平塚市都市整備課

電話:21-8783(直通)

23-1111(代表) 内線2604